

ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせ

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) のご案内

ひとり親世帯の支援のため、新たな給付金の支給を実施します！

1. 支給対象者

■ 以下の①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方（支給済み）
- ② 公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
（「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。）
- ③ 食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変している、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入の方

※ 上記②又は③に該当する場合であっても、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯対象の子育て世帯生活支援特別給付金の支給を既に受けている場合は、本給付金の支給は受けられません。

2. 支給額

児童1人当たり一律 **5万円**

■ 支給手続きについては次頁に掲載しています。必ずご確認ください。

* お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ こども家庭庁コールセンター

0120-400-903 (受付時間：平日9:00～18:00)

■ 三宅村役場福祉健康課福祉係

04994-5-0902 (受付時間：平日8:30～17:15)

3. 給付金の支給手続き

■前頁1-① 令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方（支給済み）

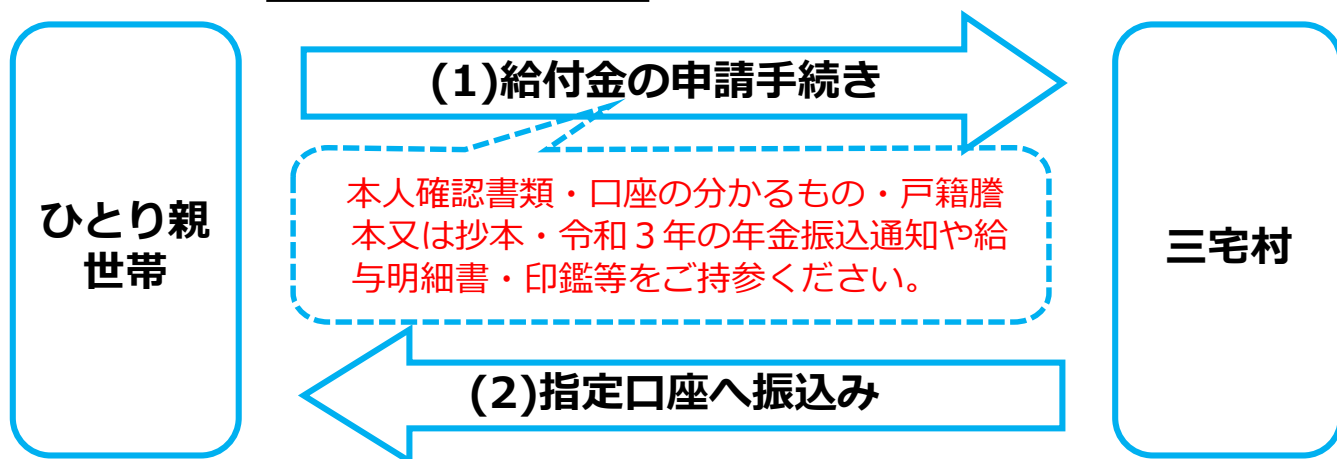
- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ **5月頃**、児童扶養手当を支給している口座に振り込みました。

【ご注意ください】

※ 児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きを行わないと振り込めません。万が一、振り込まれていない場合には担当課までご相談ください。

■前頁1-②・③の方（公的年金受給中の非課税世帯または家計急変世帯の方）

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに三宅村の**窓口**に**直接**、または電話連絡のうえ**郵送**でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に**可能な限り速やかに**振り込みます。
- ▶ 申請期限は**令和6年2月29日**までです。



「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の**“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村やこども家庭庁（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。